

# 反則金に関する規程

## 第1条〔目的〕

本規程は、B1およびB2リーグ戦における反則ポイントと、それに伴う反則金について定める。

## 第2条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

(1) B1およびB2リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が、それぞれ31ポイントを超えた場合、当該Bクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。

① B1 : 31ポイント以上40ポイント以下	20万円
41ポイント以上50ポイント以下	40万円
51ポイント以上60ポイント以下	60万円
61ポイント以上70ポイント以下	80万円
71ポイント以上80ポイント以下	100万円
81ポイント以上	150万円
② B2 : 31ポイント以上40ポイント以下	20万円
41ポイント以上50ポイント以下	40万円
51ポイント以上60ポイント以下	60万円
61ポイント以上70ポイント以下	80万円
71ポイント以上	100万円

(2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって徴収する。

## 第3条〔反則ポイントの計算方法〕

(1) 前条の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合において5回のプレイヤー・ファウルによる退場は除く）、テクニカル・ファウルおよびアンスポーツマンライク・ファウル1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして計算する。

(2) 前項にかかわらず、試合の第1および第3クォーターそれぞれにおいて、チームの責めに帰すべき事由により試合開始時刻に遅れた場合には、前項に定めるポイントのほか試合開始遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする。

(3) 試合開始時刻に遅れた理由（両クラブまたはいずれかのクラブに責めがあるか）および遅れた分数については、ゲームディレクター報告書に基づき算出することとする。遅れた理由および分数について疑義が生じた場合はチェアマン

の決定を最終とする。

- (4) 前各項の反則ポイントは、原則減算しないものとする。ただし、理事会が認めた場合に限り、減算することがある。

#### 第4条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

#### 第5条〔施行〕

本規程は、平成28年6月1日から施行する。